

○地方自治法

第十八条

日本国民たる年齢満二十年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有するものは、別に法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

第九十二条の二

普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

第三百三十八条の四

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第四百十二条

普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人(当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。)の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

第二百二十一条

2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者(補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。)又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

3 前二項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

第二百八十四条

1 地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。

○地方自治法

第百十七条

普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、議会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

○刑法

第九十七条

公務員が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。この場合において、請託を受けたときは、七年以下の懲役に処する。

2 公務員になろうとする者が、その担当すべき職務に関し、請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、公務員となった場合において、五年以下の懲役に処する。

第九十七条の二

公務員が、その職務に関し、請託を受けて、第三者に賄賂を供与させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

第九十七条の三

公務員が前二条の罪を犯し、よって不正な行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、一年以上の有期懲役に処する。

2 公務員が、その職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかったことに関し、賄賂を收受し、若しくはその要求若しくは約束をし、又は第三者にこれを供与させ、若しくはその供与の要求若しくは約束をしたときも、前項と同様とする。

3 公務員であった者が、その在職中に請託を受けて職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかったことに関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

第九十七条の四

公務員が請託を受け、他の公務員に職務上不正な行為をさせるように、又は相当の行為をさせないようにあつせんをすること又はしたことの報酬として、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

第九十八条 第九十七条から第九十七条の四までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)[抜粋]

(随意契約)

第六十七條の二 地方自治法第二百三十四條第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定賃賃借料の年額又は総額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三 身体障害者福祉法 第二十九条 に規定する身体障害者更生施設、同法第三十一条 に規定する身体障害者授産施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第五十条の二第三項 に規定する精神障害者授産施設、同条第五項 に規定する精神障害者福祉工場、知的障害者福祉法 第二十一条の六 に規定する知的障害者更生施設、同法第二十一条の七 に規定する知的障害者授産施設若しくは小規模作業所(障害者基本法 第二条 に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第十五条第三項 の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。)において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 第四十一条第一項 に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項 に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法 第六条第六項 に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項 に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項 に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。
- 四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。
- 五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- 六 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- 八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- 九 落札者が契約を締結しないとき。

別表第五（第百六十七条の二関係）

一 工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市 二百五十万円 市町村（指定都市を除く。以下この表において同じ。） 百三十万円
二 財産の買入れ	都道府県及び指定都市 百六十万円 市町村 八十万円
三 物件の借入れ	都道府県及び指定都市 八十万円 市町村 四十万円
四 財産の売払い	都道府県及び指定都市 五十万円 市町村 三十万円
五 物件の貸付け	三十万円
六 前各号に掲げるもの以外のもの	都道府県及び指定都市 百万円 市町村 五十万円

■ 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号～第9号の内容

法令	随意契約できる場合の定義
1号	地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき ※
2号	性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき
3号	身体障害者授産施設等から物品を調達、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約 ・身体障害者授産施設において製作された物品を県財務規則で定める手続により買い入れる場合
4号	知事の認定した者から新商品として生産された物品を買い入れる契約 ・新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として、「滋賀県新商品生産による新事業分野開拓者認定制度（滋賀県新商品パイオニア認定制度）」により認定を受けた者が新商品として生産する物品を、県財務規則で定める手続により、買い入れる場合
5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき ・災害等客観的事由により急迫を要する場合で競争入札に付する暇がなく、競争入札に付すると契約の目的が達せられないもの
6号	競争入札に付することが不利と認められるとき ・同一構内において（隣接地は含まない。）工事を施工中、当初想定していない事由により他の工事を必要とするに至った場合等で、これを同一請負人に施行させることが有利であると認められる場合
7号	時価に比して著しく有利な価格で契約することができる見込のあるとき ・相手方が多量にストックを所有し、または工事に使用する材料を当該工事の現場付近に多量に所有する等により、他に比べて著しく低価で契約することができる場合
8号	競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないとき。
9号	落札者が契約を締結しないとき

※滋賀県財務規則第219条

主なもの

- ・工事または製造の請負 250万円
- ・財産の買入れ（物品） 160万円
- ・以外のもの（委託） 100万円